

平成24年12月3日付け津市監査委員告示第9号公表分

出資団体監査

社会福祉法人津市社会福祉事業団(所管部局：健康福祉部福祉政策課)

監査の結果	<p>社会福祉法人津市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、本市が設置した社会福祉施設の管理運営を目的とし、昭和54年に設立され、現在11施設の指定管理を行っている。</p> <p>事業団の平成23年3月31日現在の貸借対照表を見ると、純資産の利益剰余金として施設整備等積立金76,636,228円を保有しているが、施設整備等積立金については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（厚生労働省通知）において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができることとされている。</p> <p>このことから、施設、設備器具等の維持管理に関しては、本市と指定管理者である事業団の役割分担を考慮の上、施設整備等積立金の使用計画を作成の上、積立金が適切かつ有効に利用されるよう努められたい。</p>
措置の内容	<p>本市及び事業団において、平成27年度に津市社会福祉事業団在り方検討会を立ち上げ、事業団の自立に向けた議論を行い積立金の使用計画を作成した上で、平成30年度から事業団が自主運営を開始した児童養護施設及び乳児院施設において、その建設費用等に積立金を充てた。</p>